

○清瀬市立図書館設置条例

昭和 48 年 12 月 24 日条例第 32 号

改正

昭和 51 年 4 月 1 日条例第 10 号

昭和 52 年 7 月 1 日条例第 14 号

昭和 57 年 3 月 31 日条例第 6 号

平成 6 年 3 月 31 日条例第 5 号

平成 7 年 7 月 1 日条例第 25 号

平成 22 年 10 月 1 日条例第 21 号

平成 23 年 12 月 22 日条例第 19 号

清瀬市立図書館設置条例

(設置)

第1条 清瀬市は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)に基づき、図書及びその他の資料を提供し、市民の教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため、図書館を設置する。

(構成)

第2条 図書館は、中央図書館及び地域図書館をもつて構成する。

(名称及び位置)

第3条 図書館の構成、名称及び位置は、別表のとおりとする。

(維持)

第4条 清瀬市は、図書館が果たす役割の重要性を認め、市民の要望にこたえられるよう施設及び資料等の維持に努めなければならない。

(職員)

第5条 図書館に館長を置く。なお、専門職員及びその他の職員を置くことができる。

(図書館協議会)

第6条 図書館に法第 14 条に基づく清瀬市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者を委員に充て組織する。

3 協議会は、10 人以内の委員をもつて組織し、その任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、清瀬市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年4月1日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 52 年7月1日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年3月 31 日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月 31 日条例第5号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成6年4月教育委員会規則第2号で、同6年7月13日から施行)

附 則(平成7年7月1日条例第 25 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成7年 10 月教育委員会規則第 13 号で、同7年 10 月1日から施行)

附 則(平成 22 年 10 月1日条例第 21 号)

この条例は、平成 22 年 11 月1日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 22 日条例第 19 号)

この条例は、平成 24 年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

| 構成 | 名称 | 位置 |
|-------|--------------|----------------------|
| 中央図書館 | 清瀬市立中央図書館 | 東京都清瀬市梅園一丁目1番21号 |
| 地域図書館 | 清瀬市立元町こども図書館 | 東京都清瀬市元町一丁目6番6号 |
| 地域図書館 | 清瀬市立下宿図書館 | 東京都清瀬市下宿二丁目 524 番地の1 |
| 地域図書館 | 清瀬市立野塩図書館 | 東京都清瀬市野塩一丁目 322 番地の2 |
| 地域図書館 | 清瀬市立竹丘図書館 | 東京都清瀬市竹丘一丁目 11 番1号 |
| 地域図書館 | 清瀬市立駅前図書館 | 東京都清瀬市元町一丁目4番5号 |